

村山市樹園地継承マッチングデータベース取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、村山市内の樹園地の円滑な継承を促進し、遊休農地の発生を防止するとともに、農地及び作付されている樹体の有効活用を図り、果樹の生産基盤を維持していくことを目的として、樹園地の継承を希望する者からの申し出により、当該樹園地の詳細な情報を広く情報提供することで継承を推進する、村山市樹園地継承マッチングデータベース(以下「データベース」という。)の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 果樹 概ね2年以上栽培する木本植物であって、果実を食用とするものをいう。
- (2) 樹園地 果樹を概ね規則的又は連続的に栽培(水耕栽培など、土地と一体で耕作されない栽培形態を除く。)している農地であって、肥培管理をしているものをいう。
- (3) 継承 樹園地を、農地法(昭和27年法律第229号)その他の法令で定められた規定により所有権を移転し、又は使用貸借による権利若しくは賃借権(以下「利用権等」という。)を設定することをいう。

(登録申込)

第3条 データベースへの登録を希望する村山市内の樹園地の所有者又はその世帯員(以下「所有者等」という。)は、村山市樹園地継承マッチングデータベース登録申込書(別紙様式第1号)(以下「申込書」という。)及び樹園地情報記載用紙(別紙様式第2号)を村山市担い手創造推進協議会(以下「協議会」という。)へ提出するものとする。

なお、データベースへの登録に際しては、申込書の同意事項について所有者等から同意を得るものとする。

- 2 協議会は、データベースへの登録に必要と判断した場合は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の申込みは、協議会並びに村山市農林課において受付するものとする。

(データベース登録)

第4条 協議会は、前条の規定による申込みがあったときは、当該樹園地の情報をデータベースに登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 樹園地として耕作がされていないと協議会が判断したとき。
- (2) 当該樹園地が共有名義である場合又は相続登記が完了していないとき。
- (3) その他データベースに登録することが適当でないと協議会が判断したとき。

- 2 協議会は、前項の規定によるデータベースへの登録のために必要があるときは、当該樹園地の調査を行うものとする。

- 3 データベースに登録した樹園地(以下「登録樹園地」という。)について、村山市農業委員会(以下「農業委員会」という。)が、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第16条に基づく農用地の利用関係の調整(以下「利用調整」という。)を行っている場合は、データベースに利用調整を行っている旨を登録するものとする。

(登録料・利用料)

第5条 本データベースへの登録料並びに利用料は無料とする。ただし、本データベースを利用するための通信機器・通信料等の費用は、利用者が負担するものとする。

(登録情報の公開)

第6条 協議会は、登録樹園地について、樹園地情報記載用紙に記載された公表事項及び登録樹園地の位置情報等を速やかに村山市のホームページにおいて公開するものとする。

(登録情報の提供)

第7条 協議会は、登録樹園地の引受を希望する者(以下「引受希望者」という。)から申し出があったときは、引受希望者の氏名、住所、電話番号(携帯番号)を聴取し、当該登録樹園地の所有者等の氏名、住所、電話番号(携帯番号)等の情報を提供するものとする。なお、当該登録樹園地について、農業委員会が利用調整を行っている場合は、農業委員会へ引受希望者の情報を提供するものとする。

2 前項の申し出は、協議会並びに市農林課において受付するものとする。

(登録情報の更新)

第8条 協議会は、登録樹園地について、登録後、毎年12月末までの1回、その現況等について所有者等に調査を行うとともに、必要があるときは現地確認等を行い、登録樹園地の内容に変更が生じた場合はデータベースの登録内容を更新するものとする。

2 前項のほか、所有者等から登録樹園地の内容について変更が生じた旨の申し出があったときは、速やかにデータベースの登録内容を更新するものとする。

(登録取り下げ)

第9条 データベースへの登録申し込みを行った所有者等が、登録の取り下げをしようとする場合は、村山市樹園地継承マッチングデータベース登録取下依頼書(別紙様式第3号)を協議会へ提出しなければならない。

(登録情報の削除)

第10条 協議会は、登録樹園地について、次の各号のいずれかに該当する場合、速やかに村山市のホームページにおいて公開している情報を削除するものとする。

- (1) 所有権移転又は利用権等の設定を行うことについて、所有者等と引受希望者の間において合意したとき。

- (2) 所有者等から登録取下依頼書の提出があったとき。
 - (3) 所有者等と連絡がとれなくなったとき。
 - (4) 樹園地として耕作がされなくなったと協議会が判断したとき。
 - (5) その他登録を継続することが適当でないと協議会が判断したとき。
- 2 前項第4号及び第5号に該当する場合、協議会は、所有者等に対して速やかに連絡するものとする。

(個人情報の保護等)

第11条 協議会は、所有者等からの登録申込みにおいて、樹園地等の情報を公開することについて了承を得るものとし、また、所有者等の個人情報は、本人の了承を得て、引受希望者に伝えるものとする。

- 2 所有者等及び引受希望者の個人情報の取り扱いについては、村山市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年村山市条例第1号)の規定を準用するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月9日から施行する。